

綾瀬市地域高齢者憩の家補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、60歳以上の高齢者に対し、教養の向上・レクリエーション等の活動を推進し、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とする綾瀬市地域高齢者憩の家（以下「憩の家」という。）の設置者に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助対象は、憩の家活動費、光熱水費、賃借料、その他とし、補助額は、別表に定める基準により予算の範囲内で定めるものとする。

(申請書の提出期限)

第3条 規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書の提出は、当該補助を受ける年度の4月30日までとする。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

(決定通知)

第4条 規則第7条の規定による通知は、地域高齢者憩の家補助金（変更）交付決定通知書（第1号様式）によるものとする。

(変更等の承認申請)

第5条 規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、地域高齢者憩の家補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）により申請するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定による市長の定める期日は、交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の提出期日は、当該会計年度終了後の4月30日までとする。

(書類の整備等)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳

簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助区分	補助額
憩の家活動費	利用日数（1ヶ月当たり）
	5日まで 50,000円
	6日から10日まで 60,000円
	11日から15日まで 70,000円
16日以上 80,000円	
光熱水費	使用が見込まれる相当額
賃借料	賃借料は、月額46,000円を上限とする。ただし、当該施設を地域高齢者憩の家以外の施設と併用している場合は、利用日数に応じて按分した額
その他	1. 既存の地域高齢者憩の家が、修繕を要する場合は、市長が必要と認める額 2. 地域高齢者憩の家として新設を予定し、備品及び改修を要する場合は、市長が必要と認める額

第1号様式（第4条関係）

地域高齢者憩の家補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで交付申請のありました地域高齢者憩の家補助金の交付について、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 交付申請額 千円
- 2 交付決定額 千円
- 3 交付条件

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けてください。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受け付けてください。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示を受け付けてください。

第2号様式（第5条関係）

地域高齢者憩の家補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

申請者 所在地
名 称
代表者

年 月 日付けで交付決定を受けた地域高齢者憩の家補助金に係る事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更内容

変 更 前	変 更 後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類